

## 「体外診断用医薬品の医療機関等との関係の透明性に関する指針」

旭化成ファーマ株式会社(以下、当社という)は、このたび「体外診断用医薬品の医療機関等との関係の透明性に関する指針」を定め、当社の体外診断用医薬品分野での活動に伴う医療機関等への金銭等提供に関わる情報を公開することに致しました。

### 1. 目的

高い倫理性が求められる生命関連企業として、当社の活動における医療機関等との関係の透明性を高め、社会からさらに高い信頼を得られる企業となることを目的としています。

### 2. 公開対象

体外診断用医薬品に関する日本国内の医療機関等または医療関係者に対する金銭等提供について、本指針に基づき、以下のA～Eに該当する情報を項目ごとに公開します。

#### A. 研究開発費等

- (1) 共同研究費
- (2) 委託研究費

研究開発費等には、臨床性能試験や、性能評価に関する費用、及びGVP省令などの公的規制のもと実施される副作用等報告や製造販売後の各種調査等の費用が含まれます。年間の総額を公開します。

#### B. 学術研究助成費

- (1) 奨学寄付金
- (2) 一般寄付金
- (3) 学術寄付金
- (4) 学会寄付金
- (5) 学会共催費

学術研究の振興や研究助成を目的として行われる奨学寄付金、一般寄付金、学会等の会合開催費用の支援としての学会寄付金、学会共催費について、年間の件数と総額を公開します。

#### C. 原稿執筆等

- (1) 講師謝金
- (2) 原稿執筆料・監修料

(3) コンサルティング等業務委託費

当社の体外診断用医薬品に関する科学的な情報等を提供するための講演や原稿執筆、コンサルティング業務の依頼に対する対価等であり、年間の件数と総額を公開します。

D. 情報提供関連費

(1) 講演会費

(2) 説明会費

(3) 医学・薬学関連文献等提供費

医療関係者に対する当社の体外診断用医薬品の科学的な情報提供に必要な講演会、説明会等の費用であり、(1) 及び (2) は年間の件数と総額、(3) は年間の総額を公開します。

E. その他の費用

(1) 接遇費用

社会的儀礼としての接遇等の費用であり、年間の総額を公開します。

3. 公開方法

本指針に基づく情報公開は、当社のウェブサイト ([www.asahi-kasei.co.jp/shindan/](http://www.asahi-kasei.co.jp/shindan/)) を通じて行います。

4. 公開時期

本指針に基づく情報公開は、当社の1会計年度中に当社が行った公開対象となる金銭等の提供について、年1回、当該会計年度の最終決算発表後の然るべき時期に行います。

5. 情報公開の開始

本指針に基づく情報公開は、2013年度(会計年度)中に当社が行った公開対象となる金銭等の提供から開始します。

(制定 2013年4月1日)